

事務所長 上田建設事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県人事委員会委員長 市 村 次 夫

長野県人事委員会規則第6号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第5号中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第271号

長野県看護職員修学資金貸与規程(昭和37年長野県告示第355号)の一部を次のように改正します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

第3条第3項中「看護師」の次に「又は助産師」を加え、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定によるほか、長野県木曽看護専門学校を卒業した後、直ちに、助産師の養成施設に進学し、当該養成施設に在学している者で将来長野県立木曽病院において助産師の業務に従事することを条件として修学資金の貸与を受けようとするものに対する当該修学資金の貸与の額は、月額8万円とする。

第12条第1項第3号中「看護師」の次に「又は助産師」を、「当該学校」の次に「又は助産師の養成施設」を加え、同項第6号中「当該養成施設」を「第2号に規定する当該養成施設」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 長野県木曽看護専門学校を卒業した後、直ちに、助産師の養成施設に進学し、当該養成施設に在学している者で将来長野県立木曽病院において助産師の業務に従事することを条件として修学資金の貸与を受けたものが、当該養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を受けなかったとき、又は当該免許を受けた後、直ちに、当該病院において看護師又は助産師の業務に従事しなかったとき。

第13条第1項第3号中「助産師の業務」を「看護師又は助産師の業務」に改め、同項第4号中「木曽看護専門学校」の次に「助産師の養成施設」を、「看護師」の次に「又は助産師」を加え、「災害」を「助産師の養成施設への進学、災害」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 第3条第4項の修学資金の貸与であった場合で、長野県木曽看護専門学校を卒業した後、直ちに、助産師の養成施設に進学し、当該養成施設を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得し、直ちに、長野県立木曽病院において看護師又は助産師の業務に従事し、かつ、従事した期間が2年間(災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師又は助産師の業務に従事しなかった期間がある場合は、当該従事しなかった期間を2年に加えた期間)継続したとき。

第13条第4項第2号中「助産師」を「看護師又は助産師」に改める。

第15条第1項第2号中「に修学している場合」を「(助産師の養成施設を除く。)に修学している場合又は同条第4項に規定する者が、助産師の養成施設を卒業後、さらに異種の養成施設に修学している場合」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の長野県看護職員修学資金貸与規程の規定は、この告示の施行の日以後に長野県看護職員修学資金の貸与の決定があった者について適用し、同日前に当該修学資金の貸与の決定があった者については、なお従前の例による。

医療政策課

長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県収用委員会

第6条中「企画局土地・景観課」を「企画局企画課土地対策室」に改める。

第7条中「企画局土地・景観課」を「企画局企画課土地対策室」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 企画課土地対策室長

第7条第2号中「第51条の17第7号」を「第51条の15第2項第7号」に改め、同条第3号中「第51条の17第10号」を「第51条の15第2項第8号」に改める。

第8条(見出しを含む。)及び第19条第2項中「土地・景観課長」を「企画課土地対策室長」に改める。

別表第2中「土地・景観課長」を「企画課土地対策室長」に改める。

土地・景観課